

諏訪圏域障がい者総合支援センター オアシス

令和 6 年度 相談支援事業計画書

1 基本方針

(1) 理念

- ・ オアシスは、障がいや病気があっても、自らこうありたいと願う権利を守り、だれもが健やかに安心して生活できるように支援していきます。
- ・ オアシスは、生活を支えるための支援チームづくり、地域のネットワークづくりを行い、地域全体で障がい者を支え合う地域づくりを進めます。

(2) 基本方針

- ・ 他機関・多職種との協働を深め、新たな資源やネットワークを生み出すための地域の体制整備を進めます。
- ・ 令和 5 年度に引き続き個別相談から諏訪圏域の課題を明らかにして、諏訪圏域第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の達成に向けて、社会全体で障がい者を支え合う地域共生社会の実現を目指します。

2 今年度の重点取り組み

- (1) 協議会と連携しながら諏訪圏域における相談支援体制のあり方及び体制整備の協議
- (2) 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築への協議の推進
- (3) 地域生活支援拠点等整備事業の機能の充実(拠点 Co 業務の推進)

3 指定管理者の業務

(1) 障害者相談支援事業（障害者総合支援法第 77 条 第 1 項第 3 号）

- ・ 障害者相談支援事業及び他法において市町村が行うとされる相談支援業務を行う。
- ・ 福祉サービスを利用するための援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介を行う。
- ・ 地域の社会資源を最大限に活用するための情報収集と発信を行う。

(2) 基幹相談支援センターの業務（障害者総合支援法第 77 条の 2）

①総合相談・専門相談

- ・ 令和 6 年度もオアシス内の業務分担を第 2 層と第 3 層担当職員に分けて相談業務にあたっていく。
- （第 1 層の計画相談支援については職員全員で手分けをして行っていく。）
- ・ 地域生活支援コーディネーター、地域生活支援拠点等コーディネーター、発達障がいサポート・マネージャー、医療的ケア児等コーディネーターを中心に専門的な相談支援を行う。
- ・ 個々のケースについて複数職員体制で支援の情報共有を図ることで、個人のスキルだけに頼らない専門相談を行う。

・権利擁護の視点を持ちながら市町村や各専門機関と連携しながら進めていく。

②相談支援体制の充実・強化の取組

【重点取り組み 2-(1)】

○地域の相談支援事業者等に対する支援

- ・相談支援専門員や事業所からの依頼に応じて、随時グループスーパービジョンを実施できる体制を整え、地域の人材育成を行う。
- ・計画相談支援の実務の困りごとを共有し、相互に学び、高め合い、相談支援の質の向上や相談支援専門員同士のネットワークの構築を図る場として相談支援実務勉強会「オアシス・カフェ」を企画し開催する。
- ・相談支援事業所の新規開設時等の依頼に応じ、基幹センターで実地研修(OJT)を行う。
- ・協議会人材育成委員会と協力し、圏域研修会を開催、相談支援事業の質の向上に努める。
- ・長野県相談支援従事者研修の講師・演習講師・圏域インターバル(実地研修)を担い、圏域を中心とした人材育成を行う。

○関係機関との連携を図り地域のネットワークづくりを推進

- ・市町村、基幹センター、委託相談、主任相談支援専門員、計画相談支援事業所の役割を明確にしながら、多職種多機関を含む重層的かつ重なり合う部分が多い地域の相談支援体制づくりを意識し、他分野も含めた相談機関や相談窓口と連携を図っていく。

③地域移行・定着の取り組み

- ・地域生活支援 Co を引き続きオアシスに配置。
- ・保健医療関係者の協力を得て、長期入院者の意向に沿った地域生活移行が推進される働きかけを行う。
- ・協議会 精神障がい者の暮らしを考える部会(精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場)と協力し、地域共生社会実現に向け、地域の課題を可視化し、解決に向けた具体的な協議を進める。
- ・障害者支援施設、児童福祉施設、救護施設、刑事施設などの入所施設から地域生活へ移行する方が、地域で安心して暮らし続けるため連携強化し重層的な支援体制の構築を図る。

④権利擁護・虐待防止

- ・市町村及び協議会(権利擁護委員会)に協力して、障がい者の権利擁護・虐待防止に取り組む。

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実 (障害者総合支援法第77条第3項及び第4項)

【重点取り組み 2-(3)】

① 地域生活支援拠点等 Co 配置事業

- ・令和6年4月の改正法施行を受けて、整備主体である市町村や協議会、地域のサービス事業所と連携体制の構築に向けて、情報共有・議論ができる公的な体制づくりに協力する。
- ・「強度行動障害者WG」の中で、強行コーディネーターの配置に向けて協議を進めていく。
- ・体験の場の機能を活用し、親元からの自立、施設・病院からの地域移行ニーズを把握し、利用へつながるように、5年度に立ち上げた「ひとり暮らし支援WG」で検討し整備を進める。
- ・地域の体制づくりの機能強化
支援困難な事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行う。

(4) 医療的ケア児等 Co の配置事業

- ・医療的ケア児者の緊急時の受け入れを可能にする仕組みづくりを進める。
- ・保健・医療・子育て・教育等必要なサービスを総合的に調整し、医ケア児者とその家族にサービスを紹介すると共に、関係機関との繋ぎに努める。
- ・個別支援、多職種協働支援の調整、地域づくりの推進される働きかけを行う。

- ・医療関係者との連携を図ると共に、圏域の実情に合わせた医療側の Co 配置に向けた体制づくりを行う。

(5) 自立支援協議会の運営

- ・障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築への協議の推進

【重点取り組み 2-(2)】

- ・基幹相談支援センターとして協議会の運営への関与を通じた『地域づくり』の業務を行う。
- ・個別課題に基づいた地域の現状と課題を集約し、地域のニーズとして協議会へ提案・発案する。

(6) 諏訪地域における基幹相談支援センターのあり方検討委員会

- ・令和 5 年度に協議会運営委員会の特別委員会として検討委員会を設置。
- ・指定管理者の業務について、行政及び関連する地域の相談支援事業所等との役割分担を整理し、令和 7 年 2 月頃までに基本の方針をまとめ、3 月の協議会運営委員会に報告できるように進める。
- ・基本の方針に基づいて、行政ほか関係機関には令和 7 年夏に予定される次期指定管理者募集までに対応準備を進めていただくとともに、法人として事業継続するための対応・検討をしていく。

(7) その他

- ・「オアシスつうしん」のあり方及び発行方法の見直し。オアシスホームページの活用方法の検討。
- ・基幹相談支援センターの機能を担うに必要な相談体制を確保するため、職員が継続して働きやすい仕組みを検討する。(昼当番制度導入、土曜日当番勤務の見直し、ICT 活用による相談に関わる事務業務の効率化等。)

4 発達障がい児者支援の体制整備

(1) 長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業

- ① 長野県の発達障がい児者支援態勢整備の一環としての『サテライト事業』について、諏訪圏域に適したあり方を地域と共に検討していく。【第3層】
- ② 福祉・教育・医療の橋渡しや困難事例に対する介入を通して、円滑な連携を推進する(諏特 Co、療育 Co、信濃医療との連絡会)。
- ③ 保育・教育・医療等の分野における地域の連携を高め、地域の支援体制の整備を行う(療育コーディネーター同行訪問支援)。
- ④ 普及啓発活動として、学校教職員、PTA保護者、親の会、事業所従業員、事業所企画セミナーなどで、講演活動を行う。
- ⑤ 所内発達障がい児者の支援困難ケースに対する助言のほか、同行して共に対応しながら支援者の力量向上を図る。
- ⑥ 認知特性からくる就労や生活のトラブルに対応するため、弁護士会とも連携した相談支援の連携・充実を図る。
- ⑦ 幼保・小・中・高校における特別支援教育コーディネーター(特 Co)及び特別支援教育担当者を含む教職員研修の企画・運営をする(顧問)。
- ⑧ オアシス親の会利用者や他の親の会の希望日を調査し、サポマネや相談員がオブザーバー参加し、情報提供や相談に応じる。【第3層】

(2) 発達障がい者デイケア「かりんカフェ」の運営

- ① 大人の発達障がい者の交流の場づくりとして、デイケア『かりんカフェ』を開催すると共に、徐々に参加者同士の運営に向けた方策を模索する。【第3層】